

訪問看護サービス重要事項説明書

および

訪問看護サービス契約書

施設名 永原診療会 訪問看護ステーションまる

住所 京都市上京区千本通五辻上る牡丹鉾町 547

連絡先 電話番号：075-461-0634 FAX:075-466-2306

【訪問看護重要事項説明書】〔令和3年4月1日現在〕

1 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

事業所名：永原診療会 訪問看護ステーションまる TEL : 075-461-0634

担当 古川 夕可子 重要事項説明者 _____
※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 緊急時担当看護師氏名：シフトによる当日担当看護師 TEL : 075-461-0634

3 事業所名 永原診療会 訪問看護ステーションまる の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	永原診療会 訪問看護ステーションまる
所在地	京都市上京区千本通五辻上る牡丹鉾町 547
介護保険指定番号	訪問看護 (京都市 指令保長介 265 号)
サービス提供地域	上京区全域、および以下の区内学区 北区(雲ヶ畠を除く)、右京区(京北第一～第三、宕陰、水尾を除く)、左京区(錦林東山、浄樂、北白川、修学院第二、修学院、上高野、明徳、岩倉南、岩倉北、八瀬、大原、市原野、静原、鞍馬、花背、別所、広河原、久多を除く)、中京区全域、下京区全域

(2) 営業時間

月 ～ 土	午前 9:00 ～ 午後 5:00
休業日	日曜日・12月29日～1月3日

(3) 職員体制

	資 格	常勤・非常勤
管理者	看護師	1名
看護職員	看護師	2.5名以上

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族に限らず、全ての方に対し、ご要望に応じて開示致します。

4 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

医療法人永原診療会が開設する京都市指定訪問看護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な看護業務を提供することを目的とします。

<運営の方針>

24時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

【医療・介護の研修の受け入れについて】

当診療会では未来の地域医療・在宅医療を支える人材を育成する取り組みの一環として学生・研修生等に実践研修の場を提供しております。研修の為、事業者や訪問先の医療・介護現場で学生等の見学や実地指導をおこなうことがございます。趣旨をご理解いただきご協力をお願い申し上げます。

1. 研修に際しましては法令等を遵守し、皆様のプライバシーにも十分配慮して取り組みます
2. 皆様の療養生活に悪影響が及ぶことが無いよう万全の配慮します
3. 個別にご訪問させていただく際には原則としてご自宅やご入居の施設に学生等の同伴を事前連絡するようにしておりますが、現場の事情で事前連絡が困難な場合があります。もし、ご辞退等のご希望がありましたらその場でその旨お申し出いただきますようお願いいたします。屋外で待機させていただくなど対応させていただきます。
4. 本重要事項説明書および契約書へのご同意を持ちまして【医療介護の実践研修の受け入れについて】のご承諾とさせていただきますが、ご事情の変化など受け入れご辞退のご希望がありましたら、理由に関わらずいつでも遠慮なくその旨お申し出ください。受け入れをご辞退されることで不利益を被られることは一切ございません。研修受け入れのご辞退等のお申し出ご相談窓口は下記の通りです。

Email soumbu@nagahara.or.jp TEL 075-461-0636 (総務部)

5 サービス内容

医学管理、健康管理、リハビリテーション（活動及び参加支援、環境整備）など
具体的には、創管理、留置カテーテル管理、呼吸器管理、内服管理、疼痛管理、排便コントロール、入浴介助、心身状態の把握、看護・介護技術指導、医療相談、身体機能向上、起居移動技術指導、日常生活活動改善、屋外活動、住宅改修指導など

6 利用料金

(1) 利用料：下記利用負担額は、1割負担の場合を記載しています。法令で定める額以上に所得のある方は、
2割・3割負担となります。

介護保険適応サービスの利用料

1単位：10.7円

	単位数		金額	
	要介護	要支援	要介護（1割負担の方）/利用料	要支援（1割負担の方）/利用料
20分未満	314	303	¥336 /1回 / (¥3,359)	¥324 /1回 / (¥3,242)
30分未満	471	451	¥504 /1回 / (¥5,039)	¥483 /1回 / (¥4,825)
30分以上60分未満	823	794	¥881 /1回 / (¥8,806)	¥850 /1回 / (¥8,495)
60分以上90分未満	1,128	1,090	¥1,207 /1回 / (¥12,069)	¥1,166 /1回 / (¥11,663)

※准看護師の場合は90%

※ 提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとする
○加算項目（訪問看護利用の場合）

○加算・減算項目

項目	単位数	利用者 負担額（1割）	算定回数等
初回加算（I） 遅院退所日当日に訪問	350	375 円	1か月
初回加算（II）	300	321 円	1か月
訪問看護退院時共同指導加算	600	642 円	1回
緊急時訪問看護加算 I 1	600	642 円	1回 / 1か月
特別管理加算（I）	500	535 円	1回 / 1か月
特別管理加算（II）	250	268 円	1回 / 1か月
ターミナルケア加算	2,500	2,675 円	1回 / 1か月
看護・介護職員連携強化加算	250	268 円	1回 / 利用時
訪問看護サービス提供体制加算 I	6	6 円	1回 / 利用毎

連絡をいたしかなかつた場合、もしくはサービス終了予定時刻以降にご連絡いただいた場合	利用料 100%
---	----------

※居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください

（2）交通費

地域	交通費
サービス提供地域内	無料
サービス提供地域を超える場合、超えた地点から 2km 以内	500 円 / 1回
以降 2 km毎に加算	500 円

（3）キャンセル料金

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。

前日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
当日の 9 時から利用開始時間までにご連絡いただいた場合	利用料 10%
連絡をいたしかなかつた場合、もしくはサービス終了予定時刻以降にご連絡いただいた場合	利用料 100%

（4）料金の支払方法

毎月、翌月の 25 日頃までに請求を致しますので、翌々月 4 日に引落させていただきます。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。契約を締結するとともに、訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

※居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

・ ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合

・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・ ご利用者様が亡くなられた場合

④ その他

・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当ステーションご利用者様苦情窓口

担当責任者 古川 夕可子 電話 075-461-0636

(2) その他（当社以外に、下記の区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口

電話番号 075-354-9090

上京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当

電話番号 075-441-5106

北区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当

電話番号 075-432-1364

右京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当

電話番号 075-861-1416

左京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当

電話番号 075-702-1069

中京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当

電話番号 075-812-2566

下京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当

電話番号 075-371-7228

10 個人情報利用規定

事業者は、契約者から取得した個人情報を以下の各号において利用する。

- 1) 当事業者が実施するサービス担当者会議へ、サービスを提供するために必要な個人情報を各サービス担当者に提供すること。
- 2) 各サービス提供事業者が契約者にサービスを提供するために必要な個人情報を、当事業者が各サービス提供事業者に提供すること。

【訪問看護サービス契約書】

(以下、「利用者」といいます)と、永原診療会 訪問看護ステーションまる(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、つぎのとおり契約します。

第1条 契約の目的

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 契約期間

- この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 訪問看護計画作成・変更

- 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問看護計画書を作成するものとします。
- 事業者は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、訪問看護計画書を作成します。事業者はこの訪問看護計画書の内容を利用者およびその家族に説明し、その同意を得るものとします。
- 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画書の変更を行います。
 - 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画書を変更する必要がある場合
 - 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 事業者は、訪問看護計画書を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 主治医との関係

- 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第5条 訪問看護サービスの内容

- 利用者が提供を受ける訪問看護サービスの内容は【契約書別紙】に定めたとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画書に沿って【契約書別紙】に定めた内容の訪問看護サービスを提供します。
- 訪問看護計画書が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の【契約書別紙】を作成し、それをもって訪問看護サービスの内容とします。

第6条 サービス提供の記録

- 事業者は、訪問看護サービスの実施ごとに、提供した具体的なサービス内容等を訪問看護記録書に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。その控えは、利用者の希望があればいつでも利用者に交付します。
- 事業者は、訪問看護記録書を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第2項の訪問看護記録書を閲覧できます。
- 利用者は、希望すればいつでも当該利用者に関する第2項の訪問看護記録書の複写物の交付を受けることができます。

第7条 訪問看護の提供にあたる看護師等の交替

- 利用者は、選任された訪問看護の提供にあたる看護師等の交替を希望する場合には、当該看護師等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して看護師等の交替を申し出ることができます。
- 事業者は、看護師等の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- 看護師等が、体調不良等の場合で、訪問出来なくなった際は、代替人員を人選し、人選後再度、利用者及びその家族に連絡いたします。

第8条 料金

- 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計金額を支払います。
- 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月25日ごろまでに利用者に送付します。
- 利用者は、当月料金の合計額を翌々月4日までに事業者の指定する方法で支払います。
- 利用者は、居宅において、サービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第9条 サービスの中止

- 利用者は事業者に対して、サービス提供日の前日までに連絡することにより、利用料を負担なくサービス利用を中止することができます
- 利用者がサービス提供日を過ぎてサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に記載する計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合は、料金は利用料の支払いと合わせて請求します。

第10条 料金の変更

- 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 利用者が料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第11条 契約の終了

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - (ア) 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払われない場合
 - (イ) 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第12条 秘密保持

1. 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意したものとみなします。

第13条 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条 緊急時の対応

事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第15条 身分証携行義務

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条 連携

事業者は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第17条 相談・苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第18条 本契約に定めのない事項

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条 裁判管轄

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

重要事項説明書および訪問看護サービス契約書の内容に同意したことを証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【事業者】

住 所 京都市上京区千本通五辻上る牡丹鉾町556

氏 名 医療法人永原診療会
理事長 永原 宏道

連絡先 075-461-0636

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【説明者】

事業所名 永原診療会 訪問看護ステーションまる

職 名

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項および個人情報利用並びに指定訪問看護利用契約書の説明を受け同意しました。

【契約者】

住 所

氏 名

連絡先

私は、本人の意思を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

【契約者との関係】

【署名代行理由】

【署名代行者】

住 所

氏 名

連絡先

【契約書別紙】

○ 相談、要望、苦情等の窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等は担当責任者までお申し出下さい。

サービス相談窓口

TEL 075-461-0764

担当責任者：古川 夕可子

受付時間 月～金 午前9時～午後5時

○ 訪問看護の内容

提供するサービス内容は下記のとおりです。

曜 日	時 間 帯	内 容	介護保険適用
月			
火			
水			
木			
金			
土			
日			

○ 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

適用項目	基本料金(介護報酬額の 1 割)	介護保険適用外料金
初回加算(初回月)	321 円	円
訪看Ⅰ(1回につき)	円	円
緊急時訪問看護加算(月/1回)	615 円	円
サービス提供体制加算Ⅱ(1回につき)	4 円	円
看護体制強化加算Ⅱ(月/1回)	214 円	円

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、介護保険適用外の料金全額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日区役所の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○ キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

前日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
当日の 9 時から利用開始時間までにご連絡いただいた場合	利用料 10%
連絡をいただかなかった場合、もしくはサービス終了予定時刻以降にご連絡いただいた場合	利用料 100%